

第110期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項…… 1

(計算書類)

株主資本等変動計算書…………… 4

個別注記表…………… 6

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書…………… 17

連結注記表…………… 18

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

株式会社 静岡銀行

上記の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.shizuokabank.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名 称 第1回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成19年7月27日 ③新株予約権の数 180個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成19年7月28日から平成44年7月27日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	①名 称 第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成20年7月18日 ③新株予約権の数 180個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成20年7月19日から平成45年7月18日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	①名 称 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成21年7月24日 ③新株予約権の数 320個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 32,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成21年7月25日から平成46年7月24日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名
	①名 称 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成22年7月23日 ③新株予約権の数 460個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 46,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成22年7月24日から平成47年7月23日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名
	①名 称 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成23年7月22日 ③新株予約権の数 490個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 49,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成23年7月23日から平成48年7月22日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名 称	第6回新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成24年7月24日	
	③新株予約権の数	600個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式 60,000株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成24年7月25日から平成49年7月24日まで	
	⑥権利行使価額(1株当たり)	1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	
	①名 称	第7回新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	平成25年7月23日	
	③新株予約権の数	550個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式 55,000株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成25年7月24日から平成50年7月23日まで	
	⑥権利行使価額(1株当たり)	1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	
	①名 称	第8回新株予約権	7名
	②新株予約権の割当日	平成26年7月22日	
③新株予約権の数	820個		
④目的となる株式の種類及び数	普通株式 82,000株		
⑤新株予約権の行使期間	平成26年7月23日から平成51年7月22日まで		
⑥権利行使価額(1株当たり)	1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。		
①名 称	第9回新株予約権	7名	
②新株予約権の割当日	平成27年7月21日		
③新株予約権の数	370個		
④目的となる株式の種類及び数	普通株式 37,000株		
⑤新株予約権の行使期間	平成27年7月22日から平成52年7月21日まで		
⑥権利行使価額(1株当たり)	1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。		

2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(平成25年4月25日発行)に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	平成25年4月9日
新株予約権の数	5,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 37,202,380株
1株当たりの転換価額	13.44米ドル
行使期間	平成25年5月10日から平成30年4月11日まで
新株予約権付社債の残高	500,000千米ドル

第110期 (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月 31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		利益準備金
当期首残高	90,845	54,884	54,884		90,845
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
特別償却準備金の積立					
特別償却準備金の取崩					
特別積立金の積立					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—		—
当期末残高	90,845	54,884	54,884		90,845

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
	固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	特別積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,519	45	453,700	46,296	594,407	△47,512	692,625
当期変動額							
剰余金の配当				△11,086	△11,086		△11,086
固定資産圧縮積立金の積立	94			△94	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩	△98			98	—		—
特別償却準備金の積立		0		△0	—		—
特別償却準備金の取崩		△6		6	—		—
特別積立金の積立			20,000	△20,000	—		—
当期純利益				43,982	43,982		43,982
自己株式の取得						△7,080	△7,080
自己株式の処分				△0	△0	32	32
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	△3	△5	20,000	12,904	32,894	△7,047	25,847
当期末残高	3,516	40	473,700	59,200	627,302	△54,559	718,472

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	197,745	834	198,579	331	891,536
当期変動額					
剰余金の配当					△11,086
固定資産圧縮積立金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
特別償却準備金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
特別積立金の積立					—
当期純利益					43,982
自己株式の取得					△7,080
自己株式の処分					32
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△36,466	1,161	△35,305	36	△35,268
当期変動額合計	△36,466	1,161	△35,305	36	△9,421
当期末残高	161,278	1,995	163,274	367	882,114

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権（正常先債権・要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 113,972百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,806百万円、延滞債権額は99,799百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は440百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,648百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は117,695百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,908百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	241百万円
有価証券	807,950百万円
担保資産に対応する債務	
預金	104,318百万円
売現先勘定	28,016百万円
債券貸借取引受入担保金	310,984百万円
借入金	130,608百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券80,138百万円及び預け金225百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金2,124百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,682,528百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,590,661百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- | | |
|---|------------|
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額 | 91,847百万円 |
| 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 9,631百万円 |
| 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、14,445百万円であります。 | |
| 12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託3百万円であります。 | |
| 13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 14. 関係会社に対する金銭債権総額 | 64,560百万円 |
| 15. 関係会社に対する金銭債務総額 | 108,400百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	2,146百万円
役務取引等に係る収益総額	1,351百万円
特定取引に係る収益総額	365百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	143百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	176百万円
役務取引等に係る費用総額	744百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	7,200百万円
関係会社とのその他の取引	
資産の購入額等	85,804百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項

(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	静銀信用保証株式会社	所有 直接100.00%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの保証	1,403,313	—	—
				保証の履行による 当行ローンの回収	406	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

静銀信用保証株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。保証料は、同社に対して各種ローン債務者が直接支払っているほか、当行が貸出金利に含めて受領後に1,488百万円を支払っております。

保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	齋藤安彦	被所有 直接0.00%	当行前監査役 当行顧問弁護士	弁護士報酬	5	—	—
				資金の貸付	(平均残高) 63	貸出金	62
役員の 近親者	後藤 快	被所有 直接0.00%	—	資金の貸付	(平均残高) 145	貸出金	139
役員の 近親者	水口健司	被所有 直接0.00%	—	資金の貸付	(平均残高) 36	貸出金	34

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 貸出金取引については、一般の取引と同様な条件で行っております。

2. 弁護士報酬については、一般の取引と同様な条件で行っております。取引金額には消費税等は含まれておりません。

3. 齋藤安彦氏については、平成27年6月19日をもって監査役を退任しておりますので、期末残高に代えて退任月の月末残高を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	46,529	4,831	31	51,328	(注)1、2
合計	46,529	4,831	31	51,328	

(注) 1. 自己株式の株式数の増加4,831千株は、市場買付4,767千株及び単元未満株式の買取請求64千株による増加であります。
2. 自己株式の株式数の減少31千株は、ストック・オプションの権利行使による減少25千株及び単元未満株式の買増請求6千株による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」及び「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	28

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	社債	905	906	1
	小計	905	906	1
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		905	906	1

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	29,243	20,817	△8,426
合計	29,243	20,817	△8,426

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	84,361
関連法人等株式	366
合計	84,728

これらはすべて非上場株式であります。

4. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	300,916	96,086	204,830
	債券	718,290	705,648	12,642
	国債	532,968	529,184	3,783
	地方債	18,773	18,087	685
	社債	166,548	158,376	8,172
	その他	707,410	682,727	24,683
	うち外国債券	562,980	552,799	10,181
	小計	1,726,617	1,484,461	242,155
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	3,451	3,677	△225
	債券	90,976	91,019	△43
	国債	80,352	80,383	△31
	地方債	—	—	—
	社債	10,624	10,636	△11
	その他	269,937	284,458	△14,520
	うち外国債券	76,712	77,084	△371
	小計	364,365	379,155	△14,790
合計		2,090,982	1,863,616	227,365

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	5,855
その他	5,792
合計	11,647

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	20,328	3,672	113
債券	629,631	3,458	36
国債	567,617	3,108	15
地方債	39,464	289	14
社債	22,549	60	7
その他	2,104,249	37,266	20,097
うち外国債券	1,746,892	18,668	10,745
合計	2,754,209	44,397	20,247

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式638百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日において時価が取得原価に対して30%以上下落している銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの （百万円）	うち時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの （百万円）
満期保有目的の金 銭の信託	3,200	3,200	0	0	—

（注）1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,052百万円
退職給付引当金	7,582
有価証券償却	3,384
その他	7,411
繰延税金資産小計	31,429
評価性引当額	△3,986
繰延税金資産合計	27,443
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△66,086
退職給付信託設定益	△5,222
その他	△2,422
繰延税金負債合計	△73,731
繰延税金負債の純額	△46,288百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.9%となります。この税率変更により、繰延税金負債は2,544百万円減少し、その他有価証券評価差額金は3,482百万円、法人税等調整額は983百万円それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,436円53銭
1株当たりの当期純利益金額	71円42銭

(ストック・オプション等関係)

連結計算書類における注記事項に記載しております。

(ご参考)

信託財産残高表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
有価証券	9	金銭信託	512
銀行勘定貸金	3		
現金預け金	499		
合計	512	合計	512

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 5百万円
3. 元本補填契約のある信託については、下表のとおりです。

元本補填契約のある信託

(平成28年3月31日現在)

金銭の信託

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	3	元本その他	3
			0
合計	3	合計	3

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第110期 (平成27年 4 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,845	54,884	631,218	△47,512	729,435
当期変動額					
剰余金の配当			△11,086		△11,086
親会社株主に帰属する当期純利益			47,909		47,909
自己株式の取得				△7,080	△7,080
自己株式の処分			△0	32	32
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	36,821	△7,047	29,774
当期末残高	90,845	54,884	668,039	△54,559	759,209

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	198,543	886	4,818	△5,666	198,581
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△36,203	1,300	△4,665	2,676	△36,891
当期変動額合計	△36,203	1,300	△4,665	2,676	△36,891
当期末残高	162,340	2,187	152	△2,990	161,690

	新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当期首残高	331	936	929,285
当期変動額			
剰余金の配当			△11,086
親会社株主に帰属する当期純利益			47,909
自己株式の取得			△7,080
自己株式の処分			32
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	36	155	△36,699
当期変動額合計	36	155	△6,924
当期末残高	367	1,092	922,360

連結注記表

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 12社

会社名 静銀経営コンサルティング株式会社
静銀リース株式会社
静岡コンピューターサービス株式会社
静銀信用保証株式会社
静銀ディーシーカード株式会社
静岡キャピタル株式会社
静銀ティーエム証券株式会社
静銀総合サービス株式会社
静銀モーゲージサービス株式会社
静銀ビジネスフリエイト株式会社
欧州静岡銀行 (Shizuoka Bank(Europe)S.A.)
Shizuoka Liquidity Reserve Limited

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 10社

主要な会社名 静岡中小企業支援3号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 3社

会社名 静銀ゼノンカード株式会社
マネックスグループ株式会社
コモンズ投信株式会社

なお、コモンズ投信株式会社は株式取得等により、当連結会計年度から持分法適用の関連法人等に含めております。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 10社

主要な会社名 静岡中小企業支援3号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 1社

会社名 しずおか観光活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(注) 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として税法基準による定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権（正常先債権・要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券またはデリバティブ取引等の事故による損失に備えるため、国内の連結される子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

14. リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

16. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

17. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は4,059百万円、延滞債権額は100,947百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は440百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,653百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,100百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、25,908百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	241百万円
有価証券	827,927百万円
リース債権及びリース投資資産	0百万円
担保資産に対応する債務	
預金	104,318百万円
売現先勘定	48,416百万円
債券貸借取引受入担保金	310,984百万円
借入金	130,608百万円
その他負債	0百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券80,138百万円及び預け金225百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金2,175百万円及び金融商品等差入担保金76百万円が含まれております。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,665,010百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,573,139百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 103,722百万円
 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,642百万円
 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、14,445百万円であります。
 11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託3百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	665,129	—	—	665,129	
合計	665,129	—	—	665,129	
自己株式					
普通株式	46,529	4,831	31	51,328	(注) 1、2
合計	46,529	4,831	31	51,328	

(注) 1. 自己株式の株式数の増加4,831千株は、市場買付4,767千株及び単元未満株式の買取請求64千株による増加であります。
 2. 自己株式の株式数の減少31千株は、ストック・オプションの権利行使による減少25千株及び単元未満株式の買増請求6千株による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会 計年度末 減少	
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			367
	合計		—			367

3. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	4,948百万円	8円	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	6,138百万円	10円	平成27年9月30日	平成27年12月10日
合計		11,086百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの平成28年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 6,138百万円
 ②1株当たり配当額 10円
 ③基準日 平成28年3月31日
 ④効力発生日 平成28年6月20日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは静岡県を主要な営業基盤として銀行業務を中心にリース業務、金融商品取引業務などの総合金融サービスを提供しております。

グループの中核となる当行では、お客さまの資金運用ニーズにおこたえするため、円貨預金に加え、外貨預金、国債、投資信託、個人年金保険などの金融商品を幅広く提供しているほか、個人向けローンや中小企業向けの貸出業務を通じ、地域のお客さまへの安定的な資金供給に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内のお客さまに対する貸出金や、債券、株式などの有価証券で構成されております。

貸出金は主として貸出先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、貸出金の約6割は静岡県内のお客さま向けとなっており、地域経済環境の変化や巨大地震などにより、信用リスクが集中して発生する可能性を有しております。

有価証券については安全性や流動性を重視した運用方針のもと、債券、株式、投資信託などを保有しております。これらは発行体の信用状態や金利の変動による市場価格の変動リスクに晒されております。株式などの保有有価証券の価格が下落した場合には減損または評価損の発生により、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融負債は、主として国内のお客さまからの預金や、短期金融市場からの調達により構成されております。これらの負債は、当行の格付が低下するなど信用が低下した場合や市場環境の悪化などにより、資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。

デリバティブ取引は、お客さまの為替や金利に係るリスクヘッジに対応するため、また、当行グループの市場リスクの適切な管理を目的とし、資産・負債の総合管理（ALM）及び個別取引のヘッジに活用しております。さらに、短期的な売買を行うトレーディング取引を行っております。

デリバティブ取引の主な種類としては、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、債券先物取引などがあり、金利・為替などの市場の変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティリスク）を有しております。また、金融資産、金融負債の間には、金利や期間のミスマッチによる金利変動リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理体制

当行グループでは、リスク管理の基本方針などを定めた「リスク管理基本規程」のもと、リスクの定義、リスク管理を行うための組織体制、リスク管理の具体的な手続きなど、基本的枠組みを定め管理しております。

また、収益の向上及び健全性の維持のバランスを確保するため、リスク資本配賦による管理体制を統合的リスク管理の中心として導入しております。

「リスク資本配賦」とは、リスク限度を経営体力の中で許容できる範囲内に設定することで過大なリスクテイクを行わない仕組みであり、中核的な自己資本を配賦原資として各業務執行部署に配賦し、仮に市場リスクや信用リスクなどが顕在化した場合でも、損失が自己資本の範囲内に収まるようにコントロールしております。

② 信用リスク管理体制

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出金などの回収が困難になることで損失を被るリスクをいいます。

貸出資産などの健全性を確保するため、リスク統括部信用リスクグループを信用リスク管理部署として国内外の信用リスク全般の管理を行っております。特に信用リスク管理の根幹を成す「債務者格付制度」を含む内部格付制度については、審査部格付審査グループが「運用」、与信部門（審査部）から機能的に独立した信用リスクグループが制度の「設計」と「運用の監視」、リスク統括部リスク統括グループが制度の適切性の「検証」を行うこととし、これらの3部署による相互牽制により内部格付制度が適正に機能する体制を構築しております。

さらに、信用リスク管理がルールに則って適正に行われているかを、自己査定実施プロセスの検証などを通じて、監査部が監査する体制としております。

また、信用リスクグループは、銀行全体の与信ポートフォリオに内在する信用リスクの状況を統計的手法により計量化し、将来発生する可能性のあるリスク量を把握するほか、大口与信先や特定の業種への与信集中の状況などをモニタリングし、過大な信用リスクが発生しないようにコントロールを行っております。

信用リスクの管理状況については、下記に記載する市場リスクの管理状況、流動性リスクの管理状況と合わせて、頭取を議長とする月次の「統合リスク・予算管理会議」などを通じて経営に報告する体制となっております。

③ 市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利、株価、為替等の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

市場性取引に対してリスク資本配賦額のほか、投資有価証券の評価損益最下限及び取引または商品毎のリスク特性に応じたポジション限度額や損失限度額等の各種限度の設定により市場リスク量を一定の範囲内にコントロールしております。

預金・貸出金、投資有価証券を中心としたバンキング勘定の取引については、市場リスク量が一定範囲に収まるようALMヘッジ基準を定めており、経営企画部ALMグループは金利リスクの状況や金利見通しに基づくALMヘッジの取組方針について、「統合リスク・予算管理会議」において審議する体制としております。

市場部門の組織は取引執行部署と事務管理部門とを厳格に分離するとともに、独立したリスク管理部門を設置し相互牽制体制を確立しております。また、この3部門の牽制体制の有効性を被監査部門から独立した監査部が検証を行っております。

④ 流動性リスク管理体制

流動性リスクには、市場環境の悪化などにより必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなるリスクや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、債券などの金融商品の売買において市場の混乱などにより取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

円貨、外貨それぞれの資金繰り管理部門の設置、及び資金繰り管理部門から独立した流動性リスク管理部門を設置することで相互牽制を図る体制を整備しております。資金繰り管理部門の1つである資金証券部資金為替グループにおいては、市場調達額が過大とならないように資金調達可能額の範囲内にコントロールしているほか、市場環境に留意し安定的な資金繰りに努めております。また、流動性リスク管理部門であるリスク統括グループでは、資金化可能な高流動性資産の保有状況を含めた資産負債構造の安定性評価や資金繰りポジションの状況のほか、資金繰り管理部門の管理状況などをモニタリングしております。

また、不測の事態への対応として、非常時の資金繰り管理を「第1フェーズ（予防的段階）」、「第2フェーズ（要注意段階）」、「第3フェーズ（流動性懸念段階）」及び「第4フェーズ（流動性枯渇段階）」の4区分に設定し、各フェーズにおける権限者、対応策をあらかじめ定め、速やかに対処できる体制を整備しております。

市場流動性リスクについては、流動性リスク管理部門が高流動性資産の保有状況を適時モニタリングしているほか、フロントオフィスにおいては流動性を考慮した上での運用資産の選定や、銘柄・期間別の限度枠設定などにより対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件などを採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	578,327	578,327	—
(2) コールローン及び買入手形	369,194	369,194	—
(3) 特定取引資産 売買目的有価証券	9,691	9,691	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	12,170	12,606	435
其他有価証券	2,124,855	2,124,855	—
(5) 貸出金 貸倒引当金 (* 1)	7,643,361 △46,764	—	—
	7,596,597	7,651,272	54,674
資産計	10,690,836	10,745,947	55,110
(1) 預金	8,949,700	8,950,827	1,126
(2) 譲渡性預金	173,270	173,272	2
(3) コールマネー及び売渡手形	223,394	223,394	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	310,984	310,984	—
(5) 借入金	154,904	154,919	14
負債計	9,812,255	9,813,398	1,143
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,375	1,375	—
ヘッジ会計が適用されているもの	13,044	13,044	—
デリバティブ取引計	14,419	14,419	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理を適用するものはヘッジ対象取引と一体で評価するためデリバティブ取引から控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産 (*3)

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、すべて約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

すべて約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、受取保証料を反映させるなど所定の調整を行ったうえで下記（5）貸出金の算定方法に準じて時価を算定しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付、担保・保証の状況、期間に基づく区分ごとに元利金の将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または市場金利等に内部格付に応じた信用コスト率、経費率を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債 (* 3)

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、預入期間が短期間（1年以内）のもの及び変動金利のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

すべて約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）、商品関連取引（商品スワップ）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(* 3) 金利スワップの特例処理を適用したヘッジ対象取引は、当該金利スワップと一体の取引として扱っております。また、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定するものについて、算定日における経過勘定（未払利息・未収利息等）を勘案後の時価としております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1) (* 2)	6,670
組合出資金等 (* 3)	7,358
合計	14,028

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。また、非連結子会社への出資金1,560百万円等を含んでおります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,856百万円
退職給付に係る負債	9,279
有価証券償却	3,391
その他	8,198
繰延税金資産小計	34,725
評価性引当額	△3,948
繰延税金資産合計	30,776
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△66,532
退職給付信託設定益	△5,222
その他	△2,426
繰延税金負債合計	△74,181
繰延税金負債の純額	△43,404百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.2%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については29.9%となります。この税率変更により、繰延税金資産は48百万円、繰延税金負債は2,490百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は3,488百万円、法人税等調整額は1,038百万円それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,500円32銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	77円79銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 62百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 67,000株	普通株式 66,000株	普通株式 89,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年7月18日	平成21年7月24日	平成22年7月23日	平成23年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	同左	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	平成19年7月28日から 平成44年7月27日まで	平成20年7月19日から 平成45年7月18日まで	平成21年7月25日から 平成46年7月24日まで	平成22年7月24日から 平成47年7月23日まで	平成23年7月23日から 平成48年7月22日まで

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 88,000株	普通株式 92,000株	普通株式 37,000株
付与日	平成24年7月24日	平成25年7月23日	平成26年7月22日	平成27年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	同左	同左	同左
権利行使期間	平成24年7月25日から 平成49年7月24日まで	平成25年7月24日から 平成50年7月23日まで	平成26年7月23日から 平成51年7月22日まで	平成27年7月22日から 平成52年7月21日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

・ストック・オプションの数

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利確定前					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後					
前連結会計年度末	18,000株	18,000株	32,000株	46,000株	49,000株
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	18,000株	18,000株	32,000株	46,000株	49,000株

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	92,000株	—
付与	—	—	—	37,000株
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	92,000株	—
未確定残	—	—	—	37,000株
権利確定後				
前連結会計年度末	66,000株	64,000株	—	—
権利確定	—	—	92,000株	—
権利行使	6,000株	9,000株	10,000株	—
失効	—	—	—	—
未行使残	60,000株	55,000株	82,000株	—

・単価情報

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—円	—円	—円	—円	—円
付与日における公正な評価単価(注)	1,153円	1,057円	875円	704円	709円

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,326円	1,326円	1,326円	—円
付与日における公正な評価単価(注)	743円	1,135円	1,079円	1,351円

(注) 1株あたりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	27.9%
予想残存期間 (注2)	2年
予想配当 (注3)	16.0円/株
無リスク利子率 (注4)	0.006%

- (注) 1. 予想残存期間2年に対応する期間 (平成25年7月から平成27年7月まで) の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去10年間に退任した取締役の在任期間の平均と現取締役の在任期間の平均との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。
3. 平成27年3月期の配当実績
4. 予想残存期間に対応する国債の利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。